

参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	条例総論	町としての責務も明記すべきである。	この条例の目的にあります、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、安全で安心な住民生活を確保することが町の責務であります。
2	条例総論	空き家の有無、所有者の所在、危険な状態の程度等については、町として当然把握しておくべきことである。	行政区長に空き家の調査を依頼し、空き家の有無、所有者、所在地を把握しております。また、現地調査等により危険度判定を実施し、空き家の実情を把握しております。
3	条例総論	空き家等の危険な状態が切迫している場合の規定も必要ではないか。	空き家等の危険な状態が切迫している場合は、民法に規定する事務管理により、必要最小限の応急対応をすることが可能でありますので、規定しておりません。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
4	条例総論	空き家を解体して更地にすることで、固定資産税が高くなるが、所有者の相談、支援についてもあるべきと思う。	固定資産税の問題も空き家が発生する原因の一つと考えられますが、税の制度は国レベルでの対応が必要なことから、所有者の相談、支援については規定しておりません。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
5	条例総論	神社の管理がなっていない場合はどうするのですか。	神社の管理については、地域、氏子等が管理していることが多いことから、地域、氏子等と協議を行い、協力をいただくこととなります。

6	条例総論	敷地のみで荒れている場合はどうするのですか。	空き地については、従前から苦情、要望のあった物件について現地調査、台帳整理等を行い、所有者等に改善するよう文書でお願いしております。今後も引き続き助言、指導してまいります。
7	条例総論	空き家ではなく、人が住んで居ながら、公地に木が倒れたり、垣根がはみ出している場合も改善しない場合は、どうするのですか。こういったケースを処置する条例はありますか。	公共用地であれば、管理者が所有者等に助言・指導することになります。 美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条に清掃の保持を規定しております。
8	第2条 定義について	宮司のいない神社は、空き家になりますか。	この条例において、空き家とは本町の区域内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないもの又はこれに類する状態にあるものと定義しており、建物とは、戸建住宅、共同住宅、店舗兼住宅など人が居住の用に供するもの、その他の工作物とは物置、塀、カーポート等としております。
9	第2条 定義について	「美里町空き家並びに空き敷地、空き建物等の適正管理に関する条例」などとして、拡大解釈することで空き敷地、神社などの管理も適正に行われるようになれば良いと思います。	空き地については、従前から苦情・要望のあった物件について、現地調査、台帳整理等を行い、所有者等に文書により指導を行っていることから、空き家等とは、人が使用していない建物その他の工作物及びその敷地といたしました。
10	第2条 定義について	第2条「空き家等」の中に、空き地も入れるべきではないか。	
11	第4条 情報提供について	第4条（情報提供）の文末が「情報を提供するものとする。」とあるが、文末を「情報を提供することができる。」「提供するように努めるものとする。」などのように、柔らかい表現にすべきではないか。	「することができる」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用います。「するものとする」は、一定の行為を義務付ける「しなければならない」より義務付けの感じが弱く、ある原則、方

			針を示す場合に用いられます。第4条の情報提供は、町として、管理不全な状態の空き家等の把握に努めてまいります。町民等の皆さんにも情報提供をお願いし、情報提供に努めていただきたいという、町の方針を規定しております。
1 2	第5条 実態調査について	実態調査について「条例の施行に必要な範囲についての調査」と明記すべきである。	実態調査は、ご意見のとおり条例の施行に必要な範囲についての調査であるとの解釈でありますので、この条例に明記はしておりません。
1 3	第8条 命令について	町からの「命令」については、事前に専門家の意見を聞く必要があると思うし、決定に当たっては調査会等の設置必要であると思う。	助言、指導、勧告の不履行に対する行政処分である命令については、事前に第三者機関を設けることはいたしません。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
1 4	第9条 公表について	改善勧告、命令に従わなければ名前を公表するようですが、それでも従わず、改善しなかったらどうするのですか。	勧告、命令処分に従わず名前等を公表しても応じてもらえない場合は、代執行も検討しなくてはなりません。強制力を用いた代執行による解決策よりも所有者等の理解や協力を得ながら解決できるよう努めてまいります。